

刑法イメージの構造と刑事司法に対する態度との関連

向井智哉*・藤野京子**

Structure of Criminal Law Images and Its Relationship to Attitudes toward Criminal Justice

Tomoya MUKAI* and Kyoko FUJINO**

This study aimed to investigate how images regarding criminal law are structured in the public's consciousness, and how these images relate to attitudes toward criminal justice. Using items prepared in the pilot study, criminal law images were measured and regressed using the attitudes toward criminal justice scale. Results from 333 individuals showed that the images pertained to five factors - liberty and rights, norms and morals, body and safety, function of systems, and privileges of a few people, and there were relationships between: 1) the support for harsher punishment and liberty and rights, norms and morals, and body and safety; 2) the support for criminalization and norms and morals; 3) the support for enhanced rehabilitation and liberty and rights; and 4) the support for medicalization and norms and morals as well as body and safety. These results suggest that the public's image of criminal law has an effect on their attitude toward criminal justice, and thus, must be taken into consideration when a criminal policy is enacted.

key words: criminal law images, attitudes toward criminal justice, punitiveness, rehabilitation

問題の背景と目的

テレビをはじめとするマスメディアでは毎日のように犯罪事件が報道されている。しかしその一方で、一般市民が犯罪あるいはそれを取り締まる刑事司法について持つ知識は不十分であることが示されている。たとえば中谷内・島田(2008)は、一般の大学生は警察官と比べて、重大な犯罪の生起頻度を高く推定している一方、軽微な犯罪の生起頻度を低く推定していることを示している。また、荒川(2018)は、現在の運用において仮釈放はかなり限定的にのみ許

可されており、仮釈放までの実際の期間はそれよりもはるかに長いにもかかわらず、「無期懲役を受けても10年もすれば仮釈放で出所する」といった誤った認識が市民の間に存在することを指摘している。

このように刑事司法という領域においては、客観的に「正確」な知識ではなく、その一部を抽出ないし誇張して形成されるイメージが多く存在する(荒川, 2018; 岡田・安藤, 1994)。そのようなイメージを不正確なものとして否定し、正しい知識を教えるという「欠如モデル」(Wynne, 1991)に基づいたアプローチも可能であるかもしれない。しかし、刑事司法の円

* 東京大学法学政治学研究所

Graduate Schools for Law and Politics, The University of Tokyo, 7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033, Japan.

** 早稲田大学文学学術院

Faculty of Letters, Arts and Sciences, Waseda University, 1-24-1 Toyama, Shinjuku-ku, Tokyo 162-8644, Japan.

滑な運用には市民からの信頼が重要である以上（松澤・松原, 2015）、そのようなイメージを全面的に無視してしまうことは刑事司法への信頼を低下させ結果としてその円滑な運用を阻害するおそれがあるため、適当ではないと思われる。そこで本研究では、刑事政策への示唆を与えることを目指し、市民が刑事司法について有するイメージがどのようなものであるのか、そしてそのイメージは刑事司法に対する態度とどのように関連するのかを検討することを目的とする。

刑法イメージについて

とはいえ、イメージという概念自体が漠然とした抽象的なものであることに加え（鮑戸, 1970；水島, 1988）、刑事司法という領域には捜査や刑罰、立法といった幅広い分野や警察や裁判所といった多様な機関が含まれる（井田, 2018）。そのため、イメージをどのように定義するか、そして刑事司法に関するイメージにどのような観点からアプローチするかを検討する必要がある。

まず前者の問題について、鮑戸(1970, p. 260)は、イメージを「行動への準備状態変数のうちの一つ」としている。このように定義した場合、類似した概念である態度や意識との異同が問題となるが、鮑戸(1970)は、それらの概念には重複があるとしつつも、イメージは態度とは異なり安定性に乏しく短期的なものであるとし、意識とは異なり一貫性に乏しく漠然としたものであることを指摘している。より近年には久原・宮寺・藤原・小林(2016)は、鮑戸(1970)を参照しつつ、イメージを「抽象的、一般的な形容語句で測定される行動の準備状態」と操作的に定義している。これらの点を踏まえ、本研究では、久原他(2016)に従ってイメージを定義することとする。

次に、後者のどのような観点から刑事司法に関するイメージを捉えるかという問題について述べる。上述のようにイメージと類似した概念である意識に関する研究では、人々は刑罰が何を目的としていると考えているか、あるいはその目的ごとに量刑判断は異なってくるのかといったことに関する研究が多く行われてきた(e.g., Carlsmith, Darley, & Robinson, 2002；司法研修所, 2007；綿村・分部・高野, 2010)。このような研究は、市民がどのようなプロセスで量刑を決定するかに示唆を与えるものであり、裁判員制度が導入された現在にあっては非常に重要

な研究であることは論を俟たない。他方で、これらの研究では、以下で述べるような「市民が刑法によってどのような法益が保護されることを重視しているか」というより具体的な側面は捨象されてしまっている。そのため、このような刑法イメージを検討し、先行研究で捨象された側面を補うことは、市民の法意識（川島, 1967）ないし法文化（Friedman, 2011）に関する知見を豊かにするという点で有益と思われる。そこで本研究では、従来の研究ではとられてこなかったアプローチとして、刑法学における法益論を参照する。

刑法とは、第一義的には、どのような行為が犯罪であり、その犯罪に対してはどのような刑罰が科されるかを定めた法律である(e.g., 山口, 2018)。しかし、刑法は特定の行為をした人に対しどのような刑罰を科すかを定めるだけのものではなく、刑罰の賦課を通じて様々な客体を保護している。このような保護の客体は法益ないし保護法益と呼ばれる（内藤, 2007）。つまり、社会の中には様々な客体が存在するが、刑法は中でも特に保護に値し侵害された場合の重大性が高い具体的な客体を指定し、その法益を侵害する行為を犯罪として定めているのである(e.g., 松原, 2017)。このような法益の具体例をいくつか挙げれば、殺人罪(刑法(以下、法令名省略)199条)における人の生命、傷害罪(204条)における人の身体など比較的イメージしやすい具体的なものから、たとえばわいせつ物頒布罪(175条)における「健全な性風俗」や、賭博罪(185条以下)における「勤労の美風」といった抽象的なものもある。

このように刑法学においては様々な客体が法益とされているが、市民の意識については別個の検討が必要とされると思われる。つまり、上述のように一般市民の犯罪に関する知識が不十分であること（中谷内・島田, 2008；荒川, 2018）ならびにメディアでは耳目を集めやすい重大な犯罪が報道されやすいという指摘(e.g., 池田, 2013)を考慮に入れば、市民が持つイメージには刑法学が想定する法益と比して一定の偏りが見られる可能性が考えられる。そして、上述のようにどのようなイメージを有するかが実際の行動と関連することを示す知見(久原他, 2016)が存在することを踏まえれば、このようなイメージを検討することは実際の政策に対して示唆を与えることが期待できる。

そこで本研究では、「市民が刑法によってどのような法益が保護されることを重視しているか」(以下、刑法イメージとする)という観点から刑法イメージの因子構造を検討することを第一の目的とする。

仮説1の提示 法益はこれまでの実証研究では着目されてこなかった側面であるため、一定程度探索的に検討を進める必要があると思われるが、第一の目的に際し本研究ではさしあたり以下の仮説を設定し検証する。

上述のように、法益には、人の生命や身体などがあり、これらの法益は一般の人にも比較的イメージしやすいものと考えられる。さらに、刑法学の学説上では議論があるが(e.g., 井田, 2018), 刑法が規範ないし遵法意識を保護するものだというイメージも一般市民の間では比較的強いことが予想される(後藤, 2003)。また、これらの側面とは別に、刑法は人権を保障するという役割も果たしている。すなわち、刑法は、あらかじめ保護されるべき法益を規定しておくことで、たとえ倫理的に許容しがたい行為であっても法益を侵害しない限り、個人が望むよう行動する自由や権利を保護してもいる(山口, 2018)。個人の自由や権利の保護という理念は、度重なる宗教戦争や紛争を経験してきた西欧の中で生まれたものであるため(芦部, 2019), そのような背景を持たない日本では十分に根づいていないとの議論もなされていたが(e.g., 川島, 1967), より近年には、グローバル化が進む中でその理念は普遍的な価値として承認されるようになってきているとの議論も存在する(Friedman, 2011)。このことを考えれば、このようなイメージが抽出される可能性は高いと考えられる。これらのことから、人々の刑法イメージには、人の生命や安全といった物理的な客体を保護するというイメージだけでなく、社会規範や自由・権利といったより抽象的な客体を保護するというイメージも含まれるとの仮説を第一の仮説とする。なお、他のイメージも抽出される可能性は考えられるため、その点については仮説を設定せず探索的に分析を進める。

刑法イメージと刑事司法に対する態度の関連

また、目的1に際して抽出された刑法イメージの各因子が刑事司法に対する態度とどのように関連するかを明らかにすることは刑法イメージが刑事政策への支持を規定する上で果たす役割を把握する上で重要と思われる。しかし、上述のように刑事司法とい

う領域には捜査や刑罰、立法といった幅広い分野や警察や裁判所といった多様な機関が含まれる(井田, 2018)。これらの機関はその役割や目的の点で相違があるため、刑事司法に対する態度にも多数の側面が存在すると考えられる。そのため、刑事司法に対する態度をどのように概念化するかが問題となる。

この点について向井・藤野(2018)は刑事司法に対する態度の中でも犯罪者の処遇に焦点を当て、犯罪者に厳しい刑罰を求める態度である厳罰傾向の2因子と、犯罪者の改善更生を支持する態度である治療傾向の2因子によって刑事司法に対する態度を測定する尺度を作成している。具体的には、一方の厳罰傾向には、「犯罪者に対する刑罰を、より厳しくすることを支持する態度」である刑罰の厳罰化への支持、「より早い段階で、より多くの行為を刑罰という手段によって取り締まることを支持する態度」である刑罰の早期拡大化への支持が含まれる。他方の治療傾向には、「犯罪者に対する教育や治療を、より推進することを支持する態度」である治療の推進化への支持、「より早い段階で、より多くの行為に対して何らかの教育や治療を行うことを支持する態度」である治療の早期拡大化への支持が含まれる。この尺度に含まれる刑罰の厳罰化と早期拡大化については、どちらも「犯罪者に対して厳しい刑罰を求める態度」という点では類似したものであるため(向井・藤野, 2018), 区別する必要はないようにも思える。しかし、刑法学の観点から見た場合、刑罰の厳罰化はすでに保護されている法益をより重い刑罰で保護することを意味するのに対し、刑罰の早期拡大化はこれまで保護されていなかった客体を新たに法益として認めることを意味する(e.g., 松原, 2017; 高橋, 2018)。このことを踏まえれば、刑法学における議論を参照した本研究においても、両因子は概念的には区別されるべきであると考えられる。また、ほとんどすべての犯罪者がいずれ社会に復帰することになる以上、犯罪者を罰するだけでなく最終的な社会復帰を目指して改善更生の働きかけを行うことが重要であることは多くの研究者によって指摘されている(浜井, 2011; 指宿, 2016)。この指摘を踏まえればそのような側面を含めた尺度を用いて治療的な刑事司法への支持を検討することは政策への示唆を与えるという点で有益と思われる。

以上のことから、本研究では刑事司法に対する態

度尺度(向井・藤野, 2018)に含まれる4因子を用いて刑事司法に対する態度を測定し、各因子と刑法イメージの関連を検討することを第二の目的とする。

仮説2の提示 刑事司法に対する態度と刑法イメージがどのように関連するかについては、後藤(2003)は、犯罪不安の増大や危険の変質に伴い、規範維持機能が刑法により期待されるようになり、その結果として厳罰化や刑罰の対象の拡大が生じたと論じている。この指摘からすれば、社会規範を保護するものだというイメージが強い人ほど、刑罰の厳罰化や早期拡大化を支持するとの仮説を設定することができる。この点を仮説2として検討する。

その他の刑法イメージの因子および刑事司法に対する態度の関連については、先行研究の少なさから明確な仮説を設定することは困難であるため、探索的に検討を行う。

以上の2仮説を検証するため、本研究では、刑法イメージに関する記述を自由記述法によって包括的に収集し項目を作成する。そして刑法イメージの構造および刑事司法に対する態度との関連を検討する。

予備調査

目的

刑法イメージを自由記述法によって包括的に収集し、KJ法によって分類を行った上で、刑法イメージを測定する項目を作成することを目的とした。

方法

調査参加者および調査実施の手続き 予備調査のこの段階においては、可能な限り広範なサンプルから回答を集めることが望ましい。そのため、ウェブ調査などを用いて多様なサンプルにアクセスすることが選択肢となる。しかし、ウェブ調査に関しては努力の最小限化が生じる危険性があることが指摘されている(三浦・小林, 2016)。このことからすれば、多くの認知的資源を要求する自由記述に際しては妥当な回答が得られない危険性がある。そこで本予備調査では、回答者の側には誰が調査を行っているかが分かるという点で匿名性が低く、より多くの認知的

資源を投入してくれることが期待し得る配布式での調査を行った。とはいえ、配布式の調査を単純に用いると筆者のアクセス可能性の高い大学生・大学院生の回答者が多くなり結果に偏りが生じる可能性がある。そのため、対面での配布に加え、スノーボールサンプリングを併用することで、可能な限り広範なサンプルからの回答が得られるよう配慮した。具体的には、第一著者が調査参加者に質問紙を直接手渡しその場ないし後日回収するか、第一著者によって郵送された質問紙を調査協力者が同様の手法で配布・回収し、さらに後日第一著者に返送するという手続きがとられた。調査は2017年10月に行われた。以上の手続の結果、75名(女性41名、男性34名、平均年齢34.5歳、 $SD = 16.91$)から回答が得られた。調査参加者の年齢の分布は、10代2名(2.7%)、20代46名(61.3%)、30代7名(9.3%)、40代1名(1.3%)、50代4名(5.3%)、60代15名(20.0%)であった。職業の内訳は、大学生・大学院生35名(46.7%)、会社員13名(17.3%)、主婦11名(14.7%)、公務員7名(9.3%)、無職2名(2.7%)、その他7名(10.7%)であった。

質問紙の構成 本研究の目的からすれば、「刑法は何を守るために存在していると考えるか」を尋ねるのが望ましいが、質問が抽象的であるため十分に幅広い回答が収集できないおそれがあると考えたことから以下の工夫を行なった。第一に、設問の前に、「法律は社会の中でさまざまなものを守っていると言われます。ある人は、法律が存在するおかげで、社会の安全が守られていると言い、またある人は、法律によって人々の道徳心が保たれていると言っています。そのような法律について、あなたのお考えをお聞かせください」との教示文を提示した¹。第二に、「刑法」に限定せず「法律」について、「法律は何を守るために存在していると考えるか」を尋ねた。第三に、上の項目に加え、「法律は社会においてどのような役割を果たすべきか」についても尋ねた。

分析

上記の2項目は本質的には同じ構成概念(刑法イ

¹この教示文を提示したことによって教示文に含まれる回答が多くなり回答にバイアスが生じた可能性も考えられるが、教示文中に含まれる「安全」や「道徳心」に類似する回答数は以下で見るとそれぞれ4件と8件であり他の項目と比べて相対的に少なかった。したがって、提示が回答に影響に及ぼしたとしても、その影響は低度にとどまったと判断できる。なお、例示として「安全」や「道徳心」を挙げたのは、これらが比較的イメージしやすく回答の促進に資すると考えたことによる。

メージ)に関する自由記述を収集するために設定した項目であるため、以下ではこれらの項目に対する回答を区別せずに分析した。まず第一著者が得られた回答を意味のまとまりへと分解した。たとえば、「法律は何を守るために存在していると考えるか」に対する「弱者、人倫、秩序、理性」という回答は、「弱者」、「人倫」、「秩序」、「理性」という4つの記述へと分解された。このような分類の結果得られた311件の記述を、第一著者と法学教育経験を有する心理学専攻の大学院生がKJ法(川喜多, 1967)によって分類した²。具体的には、両名の意見が一致することを条件に、類似した項目をサブカテゴリーへと分類し、そのサブカテゴリーをさらに上位のカテゴリーへと分類した。その結果、最終的に9のカテゴリーと、33のサブカテゴリーが作成された(Table 1)。

つづいてこれらのカテゴリーをもとに、刑法イメージを測定する項目を以下の手順で作成した。まず、この予備調査では刑法ではなく法律一般に関するイメージを尋ねていたため、広義の刑法と明らかに関連がないカテゴリーが抽出されていた場合には除外する必要があると考えていたが、そのようなカテゴリーは抽出されなかった。そのため、33すべてのサブカテゴリーから、1つずつ項目を作成した。基本的にはサブカテゴリーの名称をそのまま項目とした。たとえば「秩序」というサブカテゴリー名からは、そのまま「秩序」という項目を作成した。ただし、回答のしやすさの観点から作成に際して多少表現を改めたものもある。たとえば、「交流」というサブカテゴリー名は抽象的で回答がしにくいと考えたことから、「人々どうしの交流」という項目を作成した。

本調査

目的

予備調査で作成された項目と刑事司法に対する態度の関連を検討することを目的とした。

方法

調査参加者および調査実施の手続き 調査にはマクロミルの提供するサービスである Questant を用いた。具体的な調査手続きとしては、ウェブ調査会社のウェブページに質問ページが掲載され、それを目にし関心を持った登録モニターが回答に進んだ。同サービスが保有する約345万人のモニターのうち、質問ページに進んだ回答者は435名であり、回答を完了したのはそのうち333名(77%)であったため、それら333名(女性140名、男性193名、平均年齢47.2歳、 $SD = 13.45$)から得られたデータを分析対象とした³。調査の実施時期は2018年2月であった。また、質問項目の提示順序は回答者ごとにランダム化した。倫理的配慮として、質問ページの最初のページには倫理に係る条項(回答は匿名で行われるため個人の回答が問題とされることはないこと、調査結果は学術的な目的のみに用いられること、回答は任意のタイミングで中断できること)を記載し、用いたウェブ調査会社の審査を受けた上で調査を実施した。調査回答者の年齢の分布は、10代2名(0.6%)、20代32名(9.6%)、30代59名(17.7%)、40代98名(29.4%)、50代75名(22.5%)、60代46名(13.8%)、70代以上21名(6.3%)であった。居住地はおおむね全国の都道府県に分布していた。

質問紙の構成 1. 刑法イメージ 予備調査で作成された33項目を用いた。「犯罪者を取り締まるための法律にとって、以下のものを守ることは一般にどの程度重要だと思いますか。当てはまる選択肢をえらんでください」と教示した上で、それぞれの項目に「まったく当てはまらない」、「当てはまらない」、「どちらとも言えない」、「当てはまる」、「非常に当てはまる」の5件法での回答を求めた。

2. 刑事司法に対する態度尺度 向井・藤野(2018)によって作成された尺度を用いた。同尺度は「刑罰の厳罰化⁴(例:「犯罪者への罰は厳しくすればするほどよい)」、「刑罰の早期拡大化」(例:人に不安を与え

²KJ法については一致率を算出する手法もあるものの(e.g., 荒川・原島, 2009), 本研究ではオリジナル(川喜多, 1967)の手法に忠実に、一致率の算出は行わなかった。

³厳罰傾向に関する先行研究では、年齢(e.g., Mears, Hay, Gertz, & Mancini, 2007; Metcalfe, Pickett, & Mancini, 2015)や居住地域(e.g., Devers, Gertz, Piquero, & Kraus, 2012; Johnson, 2008)は厳罰傾向と関連しないか、極めて弱くしか関連しないことが示されている。そのため刑法イメージに関する本研究でもデモグラフィック変数に基づいて割当を行う意義は高くないと考えたことから、そのような割当は行わなかった。

⁴この因子に含まれる項目は板山(2014)を基に作成された。

Table 1 自由記述で得られたカテゴリーおよびサブカテゴリー

	度数 (%)	度数 (%)	作成された項目
1 実体的ルール	112 (36.0)		
秩序		51 (16.4)	秩序
生命		22 (7.1)	人の生命
治安		27 (8.7)	治安
安全		4 (1.3)	安全
人身		4 (1.3)	人の身体
社会		4 (1.3)	社会
2 精神的ルール	40 (12.9)		
道徳		8 (2.6)	道徳
規範		7 (2.3)	規範
規律		6 (1.9)	規律
安全な暮らし		5 (1.6)	安全な暮らし
安心		5 (1.6)	普通の人々の安心
倫理		4 (1.3)	倫理
正義		3 (1.0)	正義
常識		2 (0.6)	常識
3 人権・尊厳	69 (22.2)		
人権		26 (8.4)	人権
弱者の保護		10 (3.2)	社会的な弱者の権利
個人の尊厳		10 (3.2)	個人の尊厳
権利		9 (2.9)	権利
平等		6 (1.9)	平等
自由		5 (1.6)	自由
公平		3 (1.0)	公平
4 国家の保障	16 (5.1)		
平和		9 (2.9)	平和
国家の維持		7 (2.3)	国家の体制
5 経済	32 (10.3)		
財産		19 (6.1)	財産
交流		7 (2.3)	人々どうしの交流
経済活動		6 (1.9)	経済活動
6 行政	36 (11.6)		
生活しやすさ		20 (6.4)	生活のしやすさ
円滑な行政の機能		7 (2.3)	円滑な行政の機能
自然		5 (1.6)	自然
福祉		4 (1.3)	人々の福祉
7 特権維持	2 (0.6)		特権をもつ一部の人々の便宜
8 一部の優遇	2 (0.6)		能力のある一部の人々の便宜
9 子どもの保護	2 (0.6)		子どもの成長
合計	311 (100.0)	311 (100.0)	

る行為をした時点で、刑罰を科せるようにすべきだ)、「治療の推進化」(例:「なぜ犯罪者の社会復帰を重視しないのかと疑問に思う」)、「治療の早期拡大化」(例:「単に他人に迷惑をかけるだけの行為をする人にも、生活を改めさせるための援助を行なうべきだ」という4つの因子から構成される。各項目に、「まったくそう思わない」、「あまりそう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」、「どちらかと言えばそう思う」、「かなりそう思う」、「非常にそう思う」

の6件法での回答を求めた。

分析

探索的因子分析 刑法イメージの項目を対象に探索的因子分析(最小二乗法・プロマックス回転)を行った。まず固有値の減衰状況(17.59, 2.70, 1.89, 1.19, 1.02, 0.86, 0.70, 0.59……)と解釈可能性から5因子構造と判断した⁵。因子数を5に固定した上で、分析を行ない、因子負荷量が.40以下であった1項目(「自然」と2つ以上の因子に.40の負荷量を示

した3項目(「正義」「秩序」「人々どうしの交流」)を除外した。その結果、最終的に Table 2 に示される因子構造が得られた。第一因子には、「平等」、「自由」、「公平」、第二因子には「規範」、「道徳」、「規律」、第三因子には「人の身体」、「安全」、「治安」などの項目が含まれたことから、それぞれ「自由・権利」、「規範・道徳」、「身体・安全」と命名した。第四因子には、「経済活動」、「国家の体制」、「円滑な行政の機能」など社会制度一般の維持に関わる項目が含まれたため、「諸制度の機能」とした。第五因子には「能力のある一部の人の便宜」と「特権をもつ一部の人の便宜」の2項目が含まれたため、「一部の特権」と命名した。

記述統計 ここまでの手順で作成した変数間の相関係数を Table 3 に示す。刑法イメージに含まれる一部の特権以外の各因子は、刑事司法に対する態度の各因子と正の相関を示した ($r_s > .17$, $p_s < .01$)。

重回帰分析 刑事司法に対する態度尺度の各因子を従属変数、刑法イメージの各因子を独立変数、年齢と性別を統制変数とした重回帰分析を行った (Table 4)。刑罰の厳罰化を従属変数としたモデルでは、自由・権利が負の関連 ($\beta = -.21$, $p = .01$) を示した一方、規範・道徳 ($\beta = .35$, $p < .01$)、身体・安全 ($\beta = .33$, $p < .01$) が正の関連を示した。刑罰の早期拡大化を従属変数とするモデルでは、規範・道徳が正の関連を示した ($\beta = .26$, $p = .01$)。治療の推進化を従属変数とするモデルでは、自由・権利が正の関連を示した ($\beta = .31$, $p < .01$)。治療の早期拡大化を従属変数とするモデルでは、規範・道徳 ($\beta = .22$, $p = .01$) と身体・安全 ($\beta = .35$, $p < .01$) が正の関連を示した。

なお、上4つのモデルの VIF はすべて 3.27 以下であったため、以上の結果は多重共線性によって得られたものではないと判断できる。

考 察

本研究では、「刑法によってどのような法益が保護されるべきか」という観点から、一般の人々が有する刑法イメージはどのようなものであるのか(目的1)、そしてこの刑法イメージは刑事司法に対する態

度とどのように関連するのか(目的2)を検討することを目的とした調査を行なった。

目的1について

まず第一の目的については、刑法イメージは、自由・権利、規範・道徳、身体・安全、諸制度の機能、一部の特権という5因子によって構成されることが示された。前3つの因子は仮説1として抽出されることを予測した因子であり、このことから仮説1は支持された。

仮説として想定した因子をそれぞれ見ると、最も平均値が高かったのは、身体・安全因子であった。この因子には「人の身体」や「生命」などの身体的なイメージが含まれる一方、「安全」や「治安」などのより心理的なイメージも含まれていた。このように、一般の人々の意識の上では、刑罰の賦課を通じた身体的安全の確保と心理的安全の確保は、明確に区別されないながらも、刑法イメージとして最も優勢なものであることを示している。

二番目に平均値が高かった因子は、「平等」、「自由」、「個人の尊厳」、「権利」などから構成される自由・権利因子であった。この因子の平均値は 3.79 であり、身体・安全因子の 4.06 には及ばないが、一定程度受け入れられていることが示された。上で述べたように、刑法は単に刑罰を科すだけではなく、それを通じて個人の自由や権利を保障するという積極的な役割も担っている。かつての議論(e.g., 川島, 1967)では、自由や権利といった意識は日本人の意識の中に根付いていないことが指摘されてきたが、本研究の結果は、その指摘がなされてから50年以上が経過した現在にあっては、自由や権利を保護するというイメージは市民の意識の上で一定程度受け入れられていることが示唆されたといえる。

また三番目に平均値が高かった因子は、「規範」や「道徳」、「規律」、「倫理」などから構成される規範・道徳因子であった。法学における議論では、戦前・戦中に国家が個人に介入することで個人の尊厳が大きく侵害されたという歴史的反省から、個人の価値観に対する刑法の介入は最小限にされるべきであることが通説とされてきたが(e.g., 平野, 1965)、近年では、より多くの客体を刑法による保護の対象とする

⁵なお、第五因子には2項目しか含まれていなかったため、4因子解での因子構造も検討したが、5因子解での第五因子の2項目は変わらず独立して抽出され、第二因子「規範・道徳」および第三因子「身体・安全」が1つの因子として抽出された。この因子構造は非常に解釈しにくいものであったため、5因子構造を採用した。

Table 2 刑法イメージ項目の因子分析結果 (最小二乗法・プロマックス回転)

項目	F1	F2	F3	F4	F5
F1: 自由・権利 ($M=3.79$, $SD=0.70$, $\alpha=.95$)					
平等	.98	.04	-.08	-.07	-.02
自由	.83	.04	-.05	.02	.02
公平	.82	.09	-.09	.06	-.07
個人の尊厳	.78	-.09	.11	.07	.01
権利	.71	.09	-.12	.16	.00
人権	.64	-.04	.27	-.04	-.12
平和	.62	.18	.26	-.16	.01
社会的な弱者の権利	.55	-.10	.21	.17	-.01
人々の福祉	.53	-.00	.15	.19	.07
F2: 規範・道徳 ($M=3.73$, $SD=0.69$, $\alpha=.93$)					
規範	.15	.89	-.08	-.08	.05
道徳	-.10	.86	.12	.00	-.03
規律	-.03	.81	.01	.11	.02
倫理	.05	.77	.03	.01	-.00
常識	.34	.65	-.10	-.12	.12
社会	-.10	.51	.16	.36	-.09
F3: 身体・安全 ($M=4.06$, $SD=0.70$, $\alpha=.93$)					
人の身体	.01	-.03	.96	-.06	.03
人の生命	.04	-.04	.90	-.11	.02
安全	-.04	.10	.84	.01	.06
安全な暮らし	.09	.27	.62	-.06	-.05
子ども	.18	-.24	.57	.18	.08
治安	-.15	.37	.51	.14	-.06
普通の人々の安心	.08	.38	.48	-.02	-.04
F4: 諸制度の機能 ($M=3.63$, $SD=0.68$, $\alpha=.90$)					
経済活動	.18	-.06	-.16	.85	.05
財産	.09	-.11	.08	.79	-.05
国家の体制	-.07	.16	-.03	.69	.07
円滑な行政の機能	.05	.17	-.01	.69	-.01
生活のしやすさ	.13	.19	.19	.40	.02
F5: 一部の特権 ($M=2.86$, $SD=1.02$, $\alpha=.92$)					
能力のある一部の人々の便宜	.00	.02	.05	-.00	.97
特権をもつ一部の人々の便宜	-.06	.01	.01	.04	.88
因子寄与	12.25	12.11	11.51	10.64	2.60

ことへの期待が高まるにつれて、児童虐待防止法や配偶者暴力防止法を例とする刑罰の早期化や拡大化が見られるようになったことと同時に、重大な犯罪の場合にはより厳しい刑罰が求められるようになったことが指摘されている(後藤, 2003)。本研究の結果は、後藤(2003)の指摘と一致して、刑法に規範や道徳、倫理の保護や維持を求める意識は一般の人々の中に根強く残っていることを示唆している。

また、仮説として想定してはいなかったが、「経済活動」や「財産」などで構成される諸制度の機能因子および一部の特権因子も因子として抽出され、これらのイメージも市民の意識の上でその他の因子(自

由・権利、規範・道徳、身体・安全)とは別個のものとして抽出されることが示唆された。諸制度の機能因子に含まれる「経済活動」や「国家の体制」は、たとえばクレジットカード等に係る記録の偽造等を罰する支払用カード電磁的記録不正作出等罪(163条の2)や公務執行妨害罪(95条)の保護法益と類似性を有するものである。また、一部の特権因子に含まれる項目は、当然のことながら保護法益として正式に認められているものではないが、刑事司法システムに批判的な論者の中には現行の刑事司法システムが貧しい人々やマイノリティを不利に取り扱うことで実質的には特権の維持に貢献していると指摘する

Table 3 使用変数の相関係数, 平均値, 標準偏差, α 係数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
1 刑罰の厳罰化											
2 刑罰の早期拡大化	.64**										
3 治療の推進化	-.12*	.03									
4 治療の早期拡大化	.41**	.50**	.50**								
5 自由・権利	.30**	.23**	.27**	.44**							
6 規範・道徳	.47**	.36**	.17**	.48**	.71**						
7 身体・安全	.47**	.30**	.15**	.52**	.73**	.76**					
8 諸制度の機能	.35**	.30**	.20**	.35**	.73**	.73**	.65**				
9 一部の特権	.03	.18**	.10 [†]	.03	.19**	.23**	.02	.33**			
10 年齢	-.02	.00	.16**	.03	.11*	.08	.09 [†]	.10 [†]	-.06		
11 性別 ^a	-.02	-.03	.02	-.13*	-.12*	-.10 [†]	-.09	-.06	-.07	.28**	
M	3.79	3.73	3.23	3.78	3.79	3.73	4.06	3.63	2.86	47.22	—
SD	.70	.69	.93	.82	.70	.69	.70	.68	1.02	13.45	—
α	.95	.93	.90	.86	.95	.93	.93	.90	.92	—	—

^a男性=1, 女性=0。 ** $p < .01$, * $p < .05$, [†] $p < .10$ 。

Table 4 刑事司法に対する態度尺度の因子を従属変数とした重回帰分析の結果

	刑罰の厳罰化	刑罰の早期拡大化	治療の推進化	治療の早期拡大化
自由・権利	-.21**	-.14	.31**	.09
規範・道徳	.35**	.26**	-.01	.22**
身体・安全	.33**	.15 [†]	-.09	.35**
諸制度の機能	.07	.08	.01	-.10
一部の特権	-.04	.11 [†]	.05	-.02
年齢	-.08	-.02	.13*	.00
性別 ^a	.05	.02	.02	-.08
R2	.28**	.15**	.10**	.30**
adj.R2	.26	.13	.08	.29

注) 表中の数値は標準化偏回帰係数を示す。^a男性=1, 女性=0。 ** $p < .01$, * $p < .05$, [†] $p < .10$ 。

者もいる(e.g., Reiman & Leighton, 2010)。これらのことが想起されたため、以上2つの因子が抽出されたのではないかと考えられる。

目的2について

以下では、刑法イメージと刑事司法に対する態度の関連を、重回帰分析で刑事司法に対する態度の因子と有意な関連が見られた自由・権利, 規範・道徳, 身体・安全の因子ごとに検討する。

自由・権利因子 この因子は、刑罰の厳罰化と負の関連を、治療の推進化と正の関連を示した。刑法は個人が犯罪に遭わない自由や権利を保護している。しかしそれと同時に、自由や権利は犯罪をおかした人についても保護されるべきものである(憲法31条以下)。そして、厳しい刑罰を賦課することは犯罪者の自由や権利の制約につながりやすいのに対し、

犯罪者の社会復帰を志向する治療は犯罪者の自由や権利を認める方向へとつながりやすい。自由・権利因子の得点が高かった人は、このような理解に基づき、犯罪者に対する厳罰的な政策を支持せず、治療的な政策を支持したのだと考えられる。

規範・道徳因子 刑罰の厳罰化、刑罰の早期拡大化、治療の早期拡大化と正の関連を示した。したがって、規範・道徳因子と刑罰の厳罰化および早期拡大化との間に正の関連を予測する仮説2は支持された。仮説導出の箇所ですべてのように(後藤, 2003)、刑法が規範を維持するものだというイメージを持つ人は、そのような機能が刑罰によって担われることを求めるため、規範・道徳因子と刑罰の厳罰化および早期拡大化の間には関連が見られたのだと考えられる。

他方、治療の早期拡大化と有意な関連が見られた理由については、次のように考えられる。すなわち、刑罰の早期拡大化と治療の早期拡大化は、比較的軽微な迷惑行為等に刑罰か治療かの手段を通じて何らかの対処をすることを支持する態度であるという点では共通している。このような共通点によって、規範・道徳は、刑罰の早期拡大化と並んで治療の早期拡大化とも有意な関連を示したのだと考えられる。

身体・安全因子 規範・道徳因子と同じように、刑罰の厳罰化と治療の早期拡大化と正の関連を示した。刑罰の早期拡大化との関連は有意傾向にとどまったものの、関連の方向性は正であった。このように規範・道徳因子と身体・安全因子の間に類似性が見られた理由は次のように考えられる。すなわち、上述のように自由・権利は、犯罪者であっても保護されるべきものという性質を有している。それに対して、規範・道徳や身体・安全は、抽象的なものか、より即物的なものかという相違はあるものの、犯罪によって侵害されないよう保護されるべきものという性質を共有している。このような性質の相違に起因して、規範・道徳と身体・安全には刑法イメージとの関連において共通性が見られ、自由・権利とは異なる振る舞いをしたのだと考えられる。

結論と政策への示唆

刑事政策が何を目的としているか、あるいは何を目的にするべきかについては議論がある。しかし、刑事政策学などにおける議論では、上述の通り治療の重要性が強調されることが多い(浜井, 2011; 指宿, 2016)。そこで本研究の結果から、治療的な刑事政策に対して人々の支持を得るための示唆を考えるとすれば以下のように述べることができる。すなわち、本研究の結果、人々が有する刑法イメージには、規範・道徳や身体・安全の保護のみならず、自由・権利の保護も1つの独立した因子として含まれることが示された。そして、この因子は刑罰の厳罰化と負の関連を、治療の推進化と正に関連することが示された。逆に、規範・道徳および身体・安全の両因子は、刑罰の厳罰化および早期拡大化と正の関連を示し、治療の推進化とは無関連であった。以上の結果からすれば、刑法の諸側面のうち、刑法が規範や道徳あるいは身体や安全を保護しているという側面を強調することは厳罰的な政策への支持につながる危険性がある。したがって、治療的な刑事政策への支持を涵養する

ためには、刑法のこれらの側面のみならず、人の自由や権利も保護していることに注意を向けてもらうような働きかけや教育を行うことが有益と言えよう。

本研究の課題と今後の方向性

本研究の課題としては以下の3点が挙げられる。第一にサンプリングの問題がある。本研究ではウェブ調査会社のモニターをサンプルとし、厳罰傾向に関する先行研究では年齢や居住地域による相違が見られていないことからサンプリングの条件を設定せずに調査を行った。しかし、回答者の属性によって結果に相違が生じることは、可能性としては排除しがたい。また関連して、予備調査の段階においても可能な限り多様なサンプルから回答が得られるよう配慮はしたものの、サンプルの4割強は大学生・大学院生であった。この点についてもサンプリングの限界が存在することは否定しがたい。今後はより代表性の高いサンプルを用いて追証を行い、属性ごとの異同を検討していくことが求められる。

第二に、本研究では、従属変数として犯罪者処遇に当てた刑事司法に対する態度尺度(向井・藤野, 2018)を用いたが、刑法イメージはそれ以外の変数とも関連が見られることが考えられる。そのような変数としては、刑事司法に関連する諸制度(警察, 裁判官等; 向井・藤野, 2020)などがあり、今後は刑法イメージとこのような変数との関連を検討していくことが有益であるかもしれない。

第三に、本研究では一般的な刑法イメージおよび刑事司法に対する態度の関連を検討したが、特に刑法イメージについては罪種ごとに異なる傾向がみられる可能性も考えられる。今後は罪種を加味した調査を行う必要があるだろう。

引用文献

- 鮑戸 弘 (1970). イメージの心理学 潮新書.
 荒川 歩 (2018). 犯罪 北村英哉・唐沢 穰(編著) 偏見や差別はなぜ起こる?—心理メカニズムの解明と現象の分析—ちとせプレス pp. 221-236.
 荒川 歩・原島雅之 (2009). 刑事事件の判例における「性格」の使用の実際 パーソナリティ研究, 17, 94-207.
 芦部信喜 (2019). 憲法 第7版, 岩波書店.
 Carlsmith, K. M., Darley, J. M., & Robinson, P. H. (2002). Why do we punish? Deterrence and just deserts as motives for punishment. *Journal of Personality and*

- Social Psychology*, **83**, 284-299.
- Devers, L., Gertz, M., Piquero, N. L., & Kraus, B. (2012). The ethnic typification of crime and support for punitive attitudes: An exploratory analysis of Arabs in Israel. *Journal of Ethnicity in Criminal Justice*, **10**, 245-266.
- Friedman, L. M. (2011). *The human rights culture*. Louisiana: Quid Pro Books.
- 後藤弘子 (2003). 変容する刑事規制と刑事法学の課題—「国民の期待」と刑事政策— 刑法雑誌, **43**, 57-71.
- 浜井浩一 (2011). 実証的刑事政策論—真に有効な犯罪対策へ— 岩波書店.
- 平野竜一 (1965). 現代における刑法の機能 平野竜一 (編著) 岩波講座現代法 11 岩波書店 pp. 1-31.
- 指宿 信 (2016). 治療と司法—世界に広がる治療的司法論とその実践— 犯罪社会学研究, **41**, 114-119.
- 井田 良 (2018). 講義刑法学・総論 第2版 有斐閣.
- 池田謙一 (2013). 社会のイメージの心理学—はくらのリアリティはどう形成されるか— 新版 サイエンス社.
- 板山 昂 (2014). 裁判員裁判における量刑判断に関する心理学的研究—量刑の決定者と評価者の視点からの総合的考察 風間書房.
- Johnson, D. (2008). Racial prejudice, perceived injustice, and the Black-White gap in punitive attitudes. *Journal of Criminal Justice*, **36**, 198-206.
- 川喜多二郎 (1967). 発想法—創造的開発のために— 中公新書.
- 川島武宜 (1967). 日本人の法意識 岩波新書.
- 久原恵理子・宮寺貴之・藤原佑貴・小林寿一 (2016). 非行少年の指導に対して教師が抱くイメージの特徴について—態度や共感性との関連から— 犯罪心理学研究, **53**, 43-57.
- 松原芳博 (2017). 刑法総論 第2版 日本評論社.
- 松澤 伸・松原英世 (2015). 刑罰政策に関する国民の法意識について—「法感情」と「法理性」についてのフレミング・バルヴィの研究 刑事法ジャーナル, **46**, 85-96.
- Mears, D. P., Hay, C., Gertz, M., & Mancini, C. (2007). Public opinion and the foundation of the juvenile court. *Criminology*, **45**, 223-257.
- Metcalfe, C., Pickett, J. T., & Mancini, C. (2015). Using path analysis to explain racialized support for punitive delinquency policies. *Journal of Quantitative Criminology*, **31**, 699-725.
- 水島恵一 (1988). イメージ心理学 大日本図書.
- 三浦麻子・小林哲郎 (2016). オンライン調査における努力の最小限化 (Satisfice) を検出する技法—大学生サンプルを用いた検討— 社会心理学研究, **32**, 123-132.
- 向井智哉・藤野京子 (2018). 刑事司法に対する態度尺度の作成と信頼性・妥当性の検討 法と心理, **18**, 86-98.
- 向井智哉・藤野京子 (2020). 刑事司法に関連する行為者への信頼と刑事司法に対する態度の関連 応用心理学研究, **45**, 219-229.
- 内藤 謙 (2007). 刑法理論の史的展開 有斐閣.
- 中谷内一也・島田貴仁 (2008). 犯罪リスク認知に関する一般人—専門家間比較—学生と警察官の犯罪発生頻度評価— 社会心理学研究, **24**, 34-44.
- 岡田至雄・安藤仁朗 (1994). 罪および犯罪者に関するイメージの研究 関西大学社会学部紀要, **26**, 1-29.
- ライマン, J.・レイトン, P., 宮尾 茂 (訳) (2011). 金持ちはますます金持ちに 貧乏人は刑務所へ—アメリカ刑事司法制度失敗の実態— 花伝社. (Reiman, J., & Leighton, P. (2010). *The rich get richer and the poor get prison: Ideology, class and criminal justice*. 9th ed. New Jersey: Pearson Education.)
- 司法研修所 (2007). 量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究—殺人罪の事案を素材として— 法曹会.
- 高橋則夫 (2018). 刑法総論 第4版 成文堂.
- Wynne, B. (1991). Knowledges in context. *Science, Technology and Human Values*, **16**, 111-121.
- 山口 厚 (2018). 刑法総論 有斐閣.

(受稿: 2019.12.31; 受理: 2021.5.17)